

# 第24回期 第21回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年3月17日(木) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 善一
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		小針 弘之
同 (大 草 )		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		白川 清一
同 (小貫・太田輪)		近藤 近
同 (山 白 石 )		生田目重好
同 ( 〃 )		鈴木 輝雄
同 ( 染 )		岡部 多重
同 (中 根 松 )		市川 喜一

4 欠席委員(委員1人)

委 員	5番	佐川 健二
-----	----	-------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の計画に対する決定について

2件

- 6 農業委員会事務局職員  
 事務局長 坂本 克幸  
 主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。        それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第21回浅川町農業委員会総会を開会いたします。        昨夜の地震は久しぶりに驚かされました。震度5強ということですが、委員の皆様、また町内においても被害が少なかったということであり、安心いたしました。梅の花も咲き始め、春らしい日差しが降り注ぐ日々を、迎えております。今日この頃、農作業も忙しくなる時期が目の前に迫ってきております。平穏な日々と思っておりましたが、ロシアにおけるウクライナへの攻め入るニュースが、どのチャンネルを見ても、1日何時間と放送されています。戦争の恐ろしさを垣間見る日々で、子や孫には、このようなことのないようにしなければならないと、肝に銘じ、思うところであります。コロナの感染者も、今日現在、220名と福島県の町の部で6番目と、感染者数が上がってきております。学校におけるクラスターが発生したことが、広がった原因かと思われるところであります。農業委員の皆様におかれましては、3密を守りながら十分に気を付けて、農業委員、推進委員の活動をしていただければと思います。        本日の提出議案は2件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中9名です。        農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第21回浅川町農業委員会総会は成立しました。        なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。        浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。         (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、1番、小針充則委員、2番、酒井秀忠委員を指名いたします。        次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。        事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第39号、農地法第3条①について、中根松地区推進委員、市川喜一委員の調査報告及び意見を求めます。
市川委員	はい。中根松地区担当の市川です。 議案第39号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、***、****さん、以下記載のとおりです。3月15日、午後1時より地区副担当の江田委員及び譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。****さんと****は、分家、本家の関係でありまして、***さんが***に嫁ぎまして、松野入にある家が空き家となっております。そのため農地を耕作していないため、今回売買の申請となったそうです。 農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。**さんについては、酪農を中心とした畜産を営む専業農家です。農地取得後は、水稻及び青刈りトウモロコシを作付けする計画がなされており、また、所有する農地についても、遊休農地と評価されている土地もなく、取得後の面積が15,240㎡となるため、十分な農地面積を確保しております。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第39号①について、質疑ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第39号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。  (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第39号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。 議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>設定人、***さんと被設定人、***さんは親子関係にあります。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、平成3年に農業者年金を受給するために、息子である真さんに農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯があり、今回は使用貸借権の再設定をする形となります。</p> <p>今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから20年以上経ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である*さんに返却し、再度、*さんに利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形となります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年金支給停止になることがありません。</p> <p>以上のことを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して、中根松地区推進委員の市川喜一委員の意見を求めます。</p>
市川委員	<p>はい。中根松地区担当の市川です。</p> <p>只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条①については許可決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条②について上程</p>

会 長	<p>いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、設定人である**さんから申請地を貸していた方が耕作できなくなってしまうため、新たに借りてくれる方のあっせん相談が農業委員会にあり、地区推進委員の白川委員に相談し、被設定人の**さんと利用権を結ぶことになりました。</p> <p>**さんについては、申請地の近くに住んでおり、申請地を借りたいと思っていたようで、設定後は野菜等を作付けするとのことでした。</p> <p>また、**さんは浅川町に農地は所有しておりませんが、鮫川村に農地を所有しており、町に提出されている営農計画書で耕作面積の確認も取れています。</p> <p>以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して、東大畑・畑田地区推進委員の白川清一委員の意見を求めます。</p>
白川委員	<p>はい。只今、事務局より説明がありましたが、利用権設定する****さんの娘さんより、東大畑字裏門105番地の畑について、今まで耕作してくれていた方が、高齢により耕作できなくなったということがあったようです。それで、私に話がありまして、何人かにあたってみたところ、****さんが快く快諾してくれまして、その旨を、****へ連絡したという内容です。利用権設定を受ける**さんですけれども、実家が鮫川村で田んぼも畑も耕作しており、経験者でございます。畑を荒らすことなく、作物を上手に作ってくれるものと思われまます。**さんの現在の状況からみて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条②については許可決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会4月15日（金）午後1時30分予定。</p> <p>2点目、活動記録簿2、3月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第21回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)